

令和6年度青森市社会資本整備評価委員会による意見及び市の対応方針について

評価区分			
案件番号	案件名	審議結果(意見)	対応方針
社会資本総合整備計画事後評価			
案件第1号	人口減少・少子高齢社会に対応した青森駅周辺の交通環境改善(防災・安全)	当該事業は、社会資本整備総合交付金に基づく、道路・高質空間形成施設等事業であり、青森駅周辺におけるバリアフリー対策と交通結節機能強化及び人が集まる環境整備による回遊とにぎわいの創出を目標とし、青森駅自由通路や西口駅前広場等を整備したものである。 計画期間は平成29年度～令和5年度となっており、計画期間が終了したことから、当該計画の目標の達成状況等の確認や今後のまちづくり方策の検討を行うために市が実施した事後評価の内容について、審議を行ったものである。 事後評価の内容について、特に異論なし。 自由通路や新町通りなどの道路空間を利用して新たな取組が始まったことから、引き続き、賑わい創出に向けて取り組んでいただきたい。	今後も、引き続き四者(青森県・青森市・青森商工会議所・JR東日本)で相互に連携・協力し、青森駅周辺の賑わい創出につながる取組を推進していきます。 また、道路空間の利活用に向けた社会実験等を実施するなど、賑わい創出に向けて継続的に取り組んでいきます。
案件第2号	都市再生整備計画青森駅周辺地区		
案件第3号	地域の安心を支えるにぎわい拠点の形成	当該事業は、社会資本整備総合交付金に基づく、都市再生整備計画、道路、都市公園、地域生活基盤施設、高次都市施設等事業であり、青森操車場跡地周辺における、地域の安心を支え、にぎわいを生み出す交通機能の強化と交流拠点の形成を目標とし、青森市総合体育館や周辺道路等を整備したものである。 計画期間は令和元年度～令和5年度となっており、計画期間が終了したことから、当該計画の目標の達成状況等の確認や今後の方針等の検討を行うために市が実施した事後評価の内容について、審議を行ったものである。 事後評価の内容について、特に異論なし。 青森市総合体育館については、運営事業者と連携しながら、引き続き、健康・交流・防災拠点として効果が持続するように取り組んでいただきたい。 また、交通環境の面では、新駅整備や自由通路などの整備が重要なポイントとなるため、今後とも、関係機関と連携・協力して取り組んでいただきたい。	今後も、市民の健康づくりとスポーツ振興、交流人口の拡大及び防災を目的とする拠点として青森市総合体育館が適切に運営されるよう、運営事業者と連携を図りながら取り組んでいきます。 また、新駅や自由通路などの整備に向け関係機関と連携・協力して取り組んでいきます。
案件第4号	都市再生整備計画青森操車場跡地周辺地区		
案件第5号	青森駅周辺地区における高次な都市機能の集積による住環境整備	当該事業は、社会資本整備総合交付金に基づく住環境整備事業であり、高次な都市機能の集積を図り、良好な居住環境の形成を目指し、青森駅周辺地区における老朽化した建物、空地、中小小売店舗等を共同化・集約化し、魅力的な商業施設と集合住宅等を整備したものである。 計画期間は令和元年度～令和5年度となっており、計画期間が終了したことから、当該計画の目標の達成状況等の確認や今後の住環境整備の方策の検討を行うために市が実施した事後評価の内容について、審議を行ったものである。 事後評価の内容について、特に異論なし。 市街地再開発事業や優良建築物等整備事業により、青森駅周辺地区における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新が進んでいる状況もあり、引き続き良好な居住環境の形成に向けて取り組んでいただきたい。	今後も、別計画により住環境整備事業(市街地再開発事業)の実施を予定しており、引き続き、良好な住環境の形成を目指していきます。
案件第6号	青森駅周辺地区(中新町山手地区)における高次な都市機能の集積による住環境整備		